

# 国連人権理事会

(United Nations Human Rights Office of the High Commission)

## 通知報告および調査

(Communication report and research)

24 Sep 2024 Japan JUA [JPN 2/2024](#)

サイト：<https://spcommreports.ohchr.org/TmSearch//Mandates?m=44>

(2024年11月23日付け公表) (対象国：日本)

(都市／場所) 東京拘置所、大阪拘置所

(期間／時期) 1970年から現在まで

以下、標記の「通知報告および調査」の内容を要約する。

なお、日本政府は、期限の2024年11月22日付けで回答を送付し、上記サイトに回答文書も公開されている。

【特定された被害者の数：7名 姓名 年齢・性別) 施設 身分

風間博子 (成人・女性) 東京拘置所 死刑確定者

木嶋佳苗（成人・女性） 東京拘置所 死刑確定者

溝上浩二（成人・男性） 大阪拘置所 死刑確定者

小林正人（成人・男性） 東京拘置所 死刑確定者

林真須美（成人・女性） 大阪拘置所 死刑確定者

伊藤玲雄（成人・男性） 東京拘置所 死刑確定者

川崎竜弥（成人・男性） 東京拘置所 死刑確定者

【一般的懸念】 被害者総数：106名

連絡事項（提供情報）：(1)死刑執行の事前通知の欠如、(2)再審請求中の個人の死刑執行、(3)女性被拘禁者に対する配慮措置の欠如、(4)絞首刑による執行、(5)拷問に相当しうる残虐な、非人道的あるいは品位を傷つけるような扱いを受ける可能性のある死刑囚の状況、(6)死刑確定者として死刑判決を待つ被拘禁者およびその親族・愛する人の精神的健康への悪影響など、当理事会に対し、日本における死刑に関する手続きの進め方に関する情報が寄せられた。

当理事会は、日本政府からの回答を受領し、現在処理中である。作業終了後、下級の速やかに回答書は公開する。（既に公開されています。）

【問題点】

- (1) 超法規的、即決的または恣意的処刑に関する特別報告者（Executions）
- (2) 恣意的拘禁に関する作業部会（Arbitrary detention）

(3) すべての人々の最高到達可能水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利に関する特別報告者 (Health)

(4) プライバシーの権利に関する特別報告者 (Privacy)

(5) 拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者 (Torture)

(6) 女性に対する差別に関する作業部会および女子に対する差別に関する作業部会 (Women and Girls)

参照：UA JPN 2/2024 (ご返信の際にはこの参照番号をご使用ください)

24 Sep 2024 Japan JUA [JPN 2/2024](#)

#### 【通知の内容】

日本政府殿

2024年9月24日、我々は、①超法規的・略式的・恣意的処刑に関する特別報告者 (恣意的処刑)、②恣意的拘禁に関する作業部会 (恣意的拘禁部会)、③すべての人の心身の健康を享受する権利に関する特別報告者 (心身の健康)、④プライバシーの権利に関する特別報告者 (プライバシー)、⑤拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者 (拷問) および⑥女性と女子に対する差別に関する作業部会 (女性差別委員会) は、人権理事会決議 53/4、51/8、51/21、55/3、52/7 および 50/18 に従って、日本において行われている死刑に関する

る手続と方法について、我々が受け取った情報に基づき、日本政府に対し注意を喚起しする。その内容は以下である。すなわち、

①死刑執行の事前通告の欠如、②再審理中の死刑執行、③女性被収容者に対する性別に応じた措置の欠如、④絞首刑による死刑執行および⑤死刑囚監房の状況の5事項である。

拷問に相当する可能性のある残虐、非人道的、品位を傷つける処遇（取扱い）の可能性があると、死刑囚監房で死刑執行を待っている者およびその親族・恋人の精神衛生に悪影響を及ぼすこと、日本における死刑に関する手続きの実施方法などについて問題がある。

### **【即日告知即時執行】**

我々が入手した情報によると日本には下記の問題がある。すなわち、現在日本では、行政の慣行に従って、死刑確定者の刑の執行は、執行日の朝、執行の約2時間前に告知されている。家族、親しい友人、弁護人には事前通知なされていない。日本政府は、死刑執行の当日に事前に死刑を告知することは、死刑確定者の精神衛生に重大な影響を与え、心情の安定を保つことが困難になるということを根拠に挙げている。

しかし、日本でも 1970 年代以前は、死刑執行の少なくとも 1 日前には通告されていた。しかし、その後、法務省の運用事務手続が即時告知に変更された。この点については法令の根拠はない。上記の運用変更は、死刑確定者が執行の告知を受けて自殺した事件がきっかけになったとされる。事前告知がないため、死刑確定者は執行前に家族と最後の面会をすることができない。ある死刑確定者は、看守の足音に怯え続け、足音が聞こえるたびに「今日が死刑執行日なのか」と恐怖に駆られたと語っている。

**【死刑囚の処遇（24 時間監視）】** 東京拘置所（東京都葛飾区）と大阪拘置所（大阪府吹上区）は法務省が運営する刑事施設である。上記の拘置所は、死刑執行を行う全国 7 カ所の拘置所のうちの二つであり、未決拘禁者、受刑者、死刑確定者などを収容している。2023 年末現在の日本の死刑確定者は 106 名（男性 99 名、女性 7 名）であった。死刑確定者は、すべて独居房に拘禁されている。

東京拘置所には、現在、伊藤さん、小林さん、川崎さん、木島さん、風間さんの 5 人の死刑確定者が収容されている。彼らは全員、収容当初から天井に設置された監視カメラ（CCTV）で 24 時間監視されている。5.4 平方メートルの独居房に収容され、独居房に拘禁されている。小林正人さんは 12 年余、川崎達也さんは 5 年余、このような独居房に収容されている。木島佳苗さんと風間博子さんも、男女の刑務官が勤務す

る監視カメラ付きの独房で拘禁されている。木島さんは10年間、風間さんは23年間、独房で拘禁されている。伊藤さんは、2022年3月1日付の移送命令により、14年以上ぶりに監視カメラのない独房に移されたが、依然として独居拘禁である。カメラの前には遮るものものがないため、被収容者が脱衣し、トイレに行く様子などもすべて録画されている。

**大阪拘置所**には、現在、19人の死刑囚が収容されている。そのうち13人が再審請求中である。しかし、裁判所の判断が出る前に死刑が執行される可能性もある。同拘置所に収容されている死刑確定者、溝上さんと林さんの2人も、5.4平方メートルの独居房で、天井に設置された24時間監視カメラによる監視の下で長期間、独房に拘禁されている。林さんは、21年以上もこのような環境で拘束されている。溝上さんは、2024年7月26日に8年ぶりに監視カメラのない独房に移されたが、現在も独房に拘束されている。男性・女性の刑務官が女性受刑者の映像を監視することができ、カメラの前に障害物はないため、受刑者が服を脱いだり、トイレを使用したりする様子もすべて記録されている。ビデオ監視は法律で規定されているものではなく、各施設の「特別の注意を要する被収容者の処遇に関する細則」に定められている。死刑確定者と弁護士との交通が拘禁職員に監視された事例もあると聞く。死刑確定者と弁護士および家族以外との間の外部交通は非常に限定されている。

**【再審請求中の死刑執行】** 日本では死刑は法務大臣によって死刑の執行は命令され

る。ところが、死刑確定者が再審請求を申し立て、裁判所がまだ決定を下していない場合でも、死刑が執行されることがある。2017年以降に執行された23件の死刑判決のうち、19件は再審請求中であった。日本では、死刑確定者が再審で無罪となった例が4件ある。再審請求中の死刑確定者が死刑執行された場合、その死刑は取り返しのつかないものとなる。

(注 1980年代の免田・財田川・松山・島田の4死刑冤罪事件を指す。9月24日現在の通告なので、9月26日の袴田事件については調査の対象となっていない。なお、日本政府の回答には5件と記載されている。しかし、コメントはない。)

**【死刑執行方法（絞首）】** 2000年以降、日本政府は98人の死刑判決を執行した。日本の死刑執行方法は絞首刑である。「死刑を執行するときは、死刑囚の死亡を確認してから5分後に絞縄を解く」という規定以外に、絞首刑の執行方法に関する具体的規定はない。日本政府は、拘置所内の死刑執行場の場所、死刑執行の手順、絞縄の長さ、その他の具体的な死刑執行方法、および死刑執行に至る経緯を記載した文書（顛末書等）を公表していない。

我々は、これらの申立ての正確性を疑うものではない。しかし、①死刑執行の事前通告がないこと、②再審請求中に死刑が執行されていること、③絞首によって死刑が執行されていること、④死刑確定者の処遇に問題があること、⑤死刑執行の方法（手

続) が公表されていないことについては懸念を抱いている。

### 【国際人権準則違反】

(自由権規約違反) 上記の申立てが事実であることが証明された場合、それらの行為は、『自由権規約』第6条「生命に対する権利」、第7条「拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利」、第10条「自由を奪われたすべての者が人間的にかつその尊厳を尊重して扱われる権利」および第17条「プライバシー、名誉、名声に対する恣意的または不法な干渉を受けない権利」の侵害の可能性がある。

(その他の国際準則) また、1979年6月21日に日本が批准した『国際人権規約 (ICCPR)』、1999年6月29日に批准した『国連拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (CAT)』、1999年6月29日に批准した『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』第12条。1979年6月21日に批准した『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)』、1985年6月25日に批准した『国連被拘禁者処遇最低基準規則 (ネルソン・マンデラ・ルールズ)』、日本国『刑法』第11条および『刑事施設法』第179条、『女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則 (バンコク規則)』および『死刑に直面する者の権利の保護を保障する国連の保障措置』などに違反する可能性がある。



## 【人権理事会の改善勧告への日本政府の対応】

我々は、日本政府に対し、死刑が執行される場合には「肉体的・精神的な苦痛を可能な限り最小限に抑える方法で執行されなければならない」ことを改めて通告する。

(自由権規約委員会 CCPR) 「人権理事会一般コメント」第 20 パラグラフ 6 および  
経済社会理事会の「死刑に直面する者の権利の保護を確保する保障措置」の保障措置  
第 9 に反しているおそれがある。また、死刑執行の事前通知を行わないことについて  
人権理事会は、基本的には虐待の一形態であり、直後の死刑執行は『国際人権規約』  
第 7 条に違反すると指摘した (CCPR/C/GC/36、第 40 項)。

理事会は、死刑確定者およびその家族に対して、執行予定日時を事前に合理的範囲  
内で通知することにより、死刑確定者がこの事態に備える機会を与えられていないこ  
と、および、心の準備をする機会を与えられないことによる心理的苦痛を軽減するた  
め、死刑確定者およびその家族に対して執行予定日時を合理的な事前通知すること、  
死刑確定者に対する長時間の独房拘禁を控えること、ならびに、死刑確定者に対する  
24 時間ビデオ監視を、特に必要な場合であり、かつ、可能な限り短期間で行うこと  
を勧告している (CPR/C/JPN/CO/7、パラグラフ 21b)。

(マンデラ・ルールズ) 独房監禁の使用に関しては、「ネルソン・マンデラ・ルール  
ズ」規則 43 が、いかなる状況下でも、制限や懲戒制裁が拷問やその他の残虐な、非人

道的な、または品位を傷つける扱いは罰に相当するものであってはならないと規定しており、特に無期限の独房監禁と長期にわたる独房監禁を禁止していることを強調しておきたい。同規則 45 は、独房監禁は例外的な場合のみ、最後の手段として、可能な限り短期間、独立した審査の対象として、かつ、権限のある当局の許可を得た場合にのみ使用されるべきであると規定している。

**(バンコク・ルールズ)** 国連の『女性受刑者の処遇および女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則 (バンコク・ルールズ)』における性別を考慮した規定によって裏付けられたバンコク・ルールズ第 22 は、マンデラ・ルールズ規則 43 を引用し、さらに、特定のカテゴリーの女性受刑者 (妊娠中の女性および母親) は、健康状態の悪化を招く可能性を回避し、また母親から引き離すことによって刑務所内で子供に不利益が生じることを避けるため、独房監禁に置くべきではないと付け加えている。

**(拷問禁止委員会 CAT)** 拷問禁止委員会は、死刑確定者に対する独房監禁を禁止すべきであると指摘していること (CAT/C/51/4、第 33 項)、および、被拘禁者または受刑者の長期にわたる独房監禁は、第 7 条で禁止されている行為に該当する可能性があること (一般的意見第 20 号 : 第 7 条、1992 年、第 6 項) を確認しておく。

**(人権理事会)** 自由の剥奪と拘禁は、身体的および精神的健康に対する権利の享受にとって有害な環境を作り出すと予想される。特に、独房監禁は精神衛生と幸福に悪影

響を及ぼす。さらに、我々は、「すべての人の身体的および精神的健康の享受に対する権利に関する前特別報告者の報告書」に言及しておきたい。同報告書では、「拘禁および自由剥奪の状況において、健康に対する権利の侵害は健康に対する権利の侵害は、公正な裁判の保証、恣意的な拘禁および拷問やその他の残虐な、非人道的な、屈辱的な扱いに対する禁止、生命に対する権利の享受を妨げる」という事実、および「健康に対する権利の侵害は、拘禁および自由剥奪の原因および結果の両方として現れる」という事実を指摘している。再審理に関しては、「人権理事会一般意見」第36が「いかなる死刑判決も、被宣告者にすべての司法上の上訴手続きを利用する機会が提供され、当事者にすべての司法上の上訴手続きを利用する機会が与えられ、検察官または裁判所による監督審査および公式または私的な恩赦の要請の検討を含む、利用可能なすべての非司法的救済手段への申立が解決された後でなければならない」

(CCPR/C/GC/36、第46項)と指摘している。

さらに理事会は、再審請求に死刑執行停止の効力効果を認めるべきであると繰り返し勧告している (CCPR/C/JPN/CO/5、第17項；CCPR/C/JPN/CO/6、第13項；

CCPR/C/JPN/CO/7、第21(c)項)。17; CCPR/C/JPN/CO/6, para. 13;

CCPR/C/JPN/CO/7, para. 21(c))。

**(女子差別撤廃委員会)** 女性が権利を行使し主張することを妨げ、効果的な救済へのアクセスを妨げる「ジェンダー・ステレオタイプ」を含む根本的な社会的・文化的

差別を明らかにし、取り除く義務が締約国にあることを強調していることに留意すべきである。これは、上訴を求める女性にとって特に重要である。ジェンダーの固定観念、汚名、有害な家父長的文化規範、ジェンダーに基づく女性に対する差別は、女性に特別の影響を与え、女性が男性と平等に司法にアクセスする能力に悪影響を及ぼす。女性と女子に対する差別に関する作業部会は、国家が女性の自由の剥奪と、そのすべての根本原因に対処するための措置を講じることを勧告している。このような配慮的措置には、女性を刑事司法制度から遠ざけることを主たる目的とした効果的なジェンダーに特化した介入策の利用可能性の確保、バンコク規則に定められた基準の国内制度への統合、女性が刑事司法制度と接触するに至る根本要因への対処などが含まれる (A/HRC/41/33)。

また、継続的な CCTV カメラの使用に関して、自由を奪われた人々の尊厳を尊重することは、自由な人々に対するものと同じ条件で保証されなければならないと、人権委員会は指摘している (一般的意見第 21 号 : 第 10 条、1992 年、パラグラフ 3)。

さらには、人権委員会は、個人のプライバシーの権利に対する干渉は、法律で想定されている場合を除いては認められないと指摘していることにも留意すべきである。これには、テクノロジーの利用を管理する特定の政策や指針を含む法的枠組みも含まれる。さらに、この文脈における干渉は、それが必要ではなく、限られた目標を達成するのに相当ではない (比例性原則に反する) 場合には恣意的と見做される (一般的

意見第 16 号：第 17 条、1988 年；パラグラフ 3-4)。テクノロジーは、その意図する目的以上に、しばしば不均衡な人権への影響を及ぼす。継続的な監視や独房監禁の使用が健康に対する権利に否定的な影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。この点に関して、日本政府に対し、「経済的、社会的および文化的権利委員会 (CESCR)」が採択した「一般的意見」第 14 号への注意を喚起したい。この一般的意見は、健康に対する権利を「包括的なものであり、時宜を得た適切な医療だけでなく、健康の基礎的条件にも拡大適用されるべきである」と解釈している。健康に対する権利は「適切な健康保持についてだけでなく、健康の基礎的要因にも適用される」と解釈しており、国家には、受刑者や被収容者を含む全ての人に健康への権利を尊重する義務があることを強調している（経済的、社会的および文化的権利に関する規約委員会「一般的意見」第 14 号、パラグラフ 11 および 34)。

加えて、男性刑務所職員による女性受刑者の監視に関しては「ネルソン・マンデラ規則」が、女性受刑者の監視と警備について、女性受刑者への対応と監督は女性スタッフのみが行うなど、特別の対応を義務付けている（規則 88）。女性被収容者に対する特別な措置を講じないことは「女子差別撤廃条約 (CEDAW)」第 1 条に違反する可能性がある (CEDAW/C/49/D/23/2009)。同委員会は、「女性の司法へのアクセスに関する一般的勧告」33 において、各国に対し、拘禁施設を監視する仕組みを整え、女性被収容者の状況に特別の注意を払い、拘禁中の女性に対する処遇に関する国際的な

指針と基準を適用するよう強く求めている。同時に、同委員会は、司法制度における固定観念や性別による偏見が、女性の完全な人権享受、すなわち、起訴前、裁判、判決、上訴、拘禁条件など、司法過程全体にわたる権利の享受に、広範囲にわたる影響を及ぼしていることを認識している。

さらに、死刑の執行方法に関して、拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者は、ほとんどの死刑執行方法は拷問とまではいかなくとも、虐待に相当するとの見解を示していることを指摘しておく。また、死刑を適用する国家は、拷問または虐待の禁止が厳格に遵守されとは限らないこと (A/67/279、パラグラフ 75-77)、また、死刑そのものを拷問および虐待の禁止に対する違反であるとみなす国際的な基準が発展しつつあること (A/67/279、パラグラフ 72) を指摘している。特に絞首刑の方法に関して、国連人権高等弁務官は、法律上の問題として、絞首刑は規約第 7 条に反すると指摘している (A/67/279、パラグラフ 33)。

さらに、我々は、2018 年の国連人権高等弁務官事務所の死刑に関する報告書に関するハイレベルパネルディスカッションにおいて、同パネルが、死刑が犯罪率を低下させる抑止効果を持つという命題を裏付ける証拠はない、と指摘していることを強調したい (A/HRC/39/19)。同様に、我々は、超法規的、略式的または恣意的な処刑に関する長年の経験および研究とエビデンスの慎重な検証に基づいて、死刑が効果的な抑

止力であることが証明されたことは一度もないことを指摘する。

これらの人権に関する文書および基準の全文は、[www.ohchr.org](http://www.ohchr.org) から入手可能である。要望があれば、我々が提供する準備がある。

### **【モラトリアム（死刑執行停止）要請】**

これらの問題の緊急性と、死刑という刑罰が不可逆的であることに鑑み、我々は、日本政府に対し、死刑の執行方法を見直し、執行方法が残酷かつ非人間的、屈辱的な扱いまたは刑罰に当たらないことを保証し、近年の確立された新たな国際慣習法の発展に配慮し、死刑の執行停止を検討することを要請する。本通知で明示した人たちの権利を保障するため、本通知において明示した国際文書に従って、日本政府が採った諸措置についても回答を要請する。

### **【追加情報の提供と説明の要請】**

我々には、人権理事会から付託された任務として、我々の注意を引いたすべての事例を明らかにするよう努める責任である。したがって、日本政府に対しては、上記の事項すべてについて、その所見を示すことを要請する。特に下記の1ないし5の事項については、追加の情報の提供と説明を要請する。

1. 国際基準に沿って、死刑囚の処遇が残酷で非人間的、屈辱的な扱いまたは処罰に当

たらないことを確保するために、どのような措置が想定されているのかについて説明を求める。

2. 日本国内のすべての拘置所において、被収容者の健康（精神衛生、プライバシー、尊厳を含む）が保護されるよう保証するために、どのような措置が取られているのかについて説明を求める。
3. 再審請求中の死刑確定者の自殺を防ぐために、どのような安全策が講じられているのか、もし講じられているのであれば、その内容の説明を求める。
4. 安全策が講じられていないのであれば、それが国際基準における日本の義務に適合しているとする理由の説明を求める。
5. 日本政府は、死刑執行のモラトリアム（一時停止）の実施を検討したことがあるのかについて説明を求める。

回答までの間の申立てられた違反行為を停止し、その再発を防止するため、また、調査が申立てられた違反が正しいことの裏付け、または正当性を示唆する場合には、当該違反申立事項に責任のある人物の責任を明確にするため、とるべきあらゆる暫定措置が実行されることを強く要請する。我々は、近日中に我々の懸念を公に表明する予定である。なぜなら、速やかに対応が必要であることを示すのに十分程度の信頼性の高い情報に基づいてプレスリリースを実施できると考えているからである。我々



は、多くの一般市民に対して、申立て事項の潜在的危険性が顕在化する可能性について警告を発すべきだと考えている。プレスリリースは、我々が日本政府と連絡を取り、問題を指摘していることを示すことを目的とする。

日本政府には、60日以内に回答をすることを期待する。この期限経過後、本書簡および日本政府からの回答文書をウェブサイトを通じて公開する。また、その後に人権理事会に提出する通常の報告書も公開の予定である。本書簡に記載された情報を送付後、恣意的拘禁作業部会は、自由の剥奪が恣意的でなかったか否かについての意見を述べるため、「通常手続」によって本案件を処理する可能性がある。ただし、本書簡は、同作業部会の将来の意見を先取りするものではない。

日本政府におかれては、我々の質問に対して、最大限の配慮をいただくことを希望する。

(注)今後予想される展開は下記です。

〔現状〕 国連人権理事会「通報と報告」→日本政府「回答」

〔今後〕 →プレスリリース（理事会）→拷問等委員会「通常手続」開始

→任務保持者等「来日調査」→記者会見→「報告書」発表（提言と助言）

**【国連人権委員会】**

- ▶ モーリス・ティドボール・ビンツ(Morris Tidball-Binz)  
超法規的、即決的及び恣意的処刑に関する特別報告者  
(Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions)
- ▶ ガンナ・ユドクィウスカ(Ganna Yudkivska)  
恣意的拘禁に関する作業部会副議長  
(Vice-Chair of the Working Group on Arbitrary Detention)
- ▶ トラレン・モフォケン (Tlaleng Mofokeng )  
(すべての人々の最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利 特別報告者)  
(Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health)
- ▶ アナ・ブライアン・ヌグレール(Ana Brian Nougères)  
可能な水準の身体的および精神的健康を享受する権利に関する 特別報告者  
(Special Rapporteur on the right to privacy)
- ▶ アリス・ジル・エドワーズ(Alice Jill Edwards)  
拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者 (Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment)
- ▶ ラウラ・ニリンキンディ(Laura Nyirinkindi)  
女性及び少女に対する差別に関する作業部会の議長兼報告者  
(Chair-Rapporteur of the Working Group on discrimination against women and girls)